

## 令和6年度第1回千葉県県土整備公共事業評価審議会 議事録

**1 会議の日時** 令和6年12月11日（水）午前10時から午前11時

**2 場 所** 千葉県庁中庁舎4階会議室

**3 出席者**

(1) 委員

(オンライン) 轟朝幸、手計太一、渡部大輔、磯野綾、二村真理子、吉村晶子

(名簿順、敬称略)

(2) 県土整備部幹部職員

四童子県土整備部長、澤都市整備局長、

久本県土整備部次長、角田県土整備部次長、横土県土整備部次長

(3) 関係課

河川整備課、県土整備政策課（事務局）

**4 審議会に付した議題**

(1) 評価実施要領に基づく評価を実施する事業について

(2) その他

**5 議事の概要**

### ■議事（1）会長及び副会長の選任について

- ・千葉県行政組織条例第30条の規定により、委員の互選で轟委員を会長に選任
- ・千葉県行政組織条例第30条の規定により、委員の互選で手計委員を副会長に選任
- ・審議状況の公開について確認（千葉県県土整備公共事業評価審議会運営規程第7の規定により、今回の1件について公開で審議することを確認）
- ・傍聴者の入室（傍聴者0名、報道関係者3名）

### ■議事（2）評価実施要領に基づく評価を実施する事業について

○大規模特定砂防等事業（砂防事業）

砂防指定地 白狐川

（事業担当（河川整備課）より事業内容を説明）

○会 長：それでは本事業について御審議をお願いいたします。

御質問、御意見ございましたら、挙手をお願いいたします。

○委員：大変重要な事業だと思いますので、しっかり進めていただければと思います。

一方で、白狐川にも、千葉県レッドデータブックでランク A の最重要保護生物になっているヌマエビ科のエビたちの生息が確認されており、その生息環境のために、水質や魚道よりもさらに緩やかな傾斜のエビ道を設置することが望ましいということがあります。ヌマエビに限らず、生物への影響について、モニタリングを実施しているなど、何か取組があれば、教えていただけないでしょうか。

●事業担当：生物の調査について、流域全体にかけて個体を調査しているということはありません。

ただ、レッドデータブックなどに掲載されている生物等に対する配慮、例えば、砂防堰堤の整備を行うときに、上流と下流側を分断する形になってしまう場合や、床固工で川底を固めることによって、移動がしづらくなる場合などについては、一定の配慮をしながら施設設計の中で見込んでいくということと考えております。

以上でございます。

○委員：ぜひ、うまく両立するように、進めていただければと思います。

○会長：はい。ありがとうございます。重要な視点から御指摘いただいたと思います。

人命等を守るためにも、環境破壊はあってはいけないので、両立するようにお願いしたいと思います。その他いかがでしょうか。

○委員：御説明ありがとうございました。17ページの事業の投資効果のうち、間接被害の人命損傷について教えてください。土石流対策事業の費用便益マニュアルを拝見したところ、精神的損害額として1人当たり2.26億円を計上してよいとされていますが、ここでは、土石流等の発生によって、人命は損なわれていない前提ということでしょうか。

この数字がともかく大きく、全体を支えている便益という状況ですので、その計算について説明をいただきたく存じます。よろしく願いいたします。

●事業担当：御質問いただいた精神的損害額の内訳ですが、直接被害の方にも人身被害抑制効果がございまして、そちらは財産的損害額であり、被害にあっていなければ得られたと考えられる将来の利益分を計上してございます。

一方、間接被害における精神的損害額につきましては、土砂災害によって亡くなられた方がいたときの死亡に対する慰謝料に該当して、本人が死亡したこと

によって、本人や遺族が精神的苦痛を負ったことによる損害として計上しているものとなります。

○委員：ありがとうございます。では、被害が起きたときに何名の被害が発生する想定で計算されているか教えていただけますでしょうか。

●事業担当：人身被害額については最新のマニュアル等に従い、1人あたり直接被害19,366千円、精神的被害額601,000千円を計上しています。全体で、保全対象区域内に人家が76戸ございまして、このうち人身被害数としては、24名の方が死者または行方不明者となって、被害に遭われると算定をしております。

○委員：ありがとうございます。この数字に対して特に否定する訳ではないのですが、この24名ほどのように算出されたか教えていただけますでしょうか。

●事業担当：先ほど冒頭でお示しした中流域と下流域の中の想定氾濫戸数の中に、人家が76戸という御説明をしましたが、ここに普通の住宅以外の事業所もございまして、合計で86戸の家屋があります。

この86戸の家屋から54戸が全壊する想定として、死者行方不明者数を算出すると24人となります。

○委員：確かに全壊ということであれば、相当の被害が想定されますし、そうならないようにという工事でありますから、承知いたしました。ありがとうございました。

○会長：はい。ありがとうございます。精神的被害という間接被害の方が大きいので、確かに気になるところでございます。その他いかがでしょうか。

○委員：御説明ありがとうございました。私はどちらかという応援になってしまうかもしれませんが、例えば13ページの雨のデータは、もっと気候変動も含めて将来的にかなり不安定になっているということを訴えても良いのではないかと思います。もしかしたらフォーマットに則っているのかもしれませんが。

もう1つは、砂防堰堤の役割についても、一般の方にほとんど意味合いが伝わっていないと思うので、より積極的に、効果がたくさんあるという説明をした方が良いかと思います。ここでは土砂の流出だけですが、河川を緩やかにして、そのあと自然の再生まで繋がっていくという効果もあります。どうしてもB/Cに寄りがちなところがありますが、それだけではなく、定性的に表現したら良いのではないかと思います。

また、能登の水害調査に係る国交省の委員会に入っているのですが、白狐川のような中小河川では、実は水だけでは、あまり死者は出ずに、土石流と流木による被害が大きいというところがあります。流木や土砂をいかに抑えるかということが、人的被害を抑えると思っておりますので、どちらかというとは私は早期に効果が発現できるように、至急事業を進めていただきたいと思います。

コメントですが、以上です。

○会 長：はい。ありがとうございます。

おっしゃる通り、千葉県でも能登と同じようなことが起きる可能性は十分ありますので、ぜひ、進めていただきたいと思います。

重ねて、私から質問ですが、先ほど、時間最大雨量が激甚化しているというグラフがありましたが、この数字は今回の算定において反映や見直しをされたのかどうかということが気になっております。リスクが増大していることについて、前回から見直しをされたかどうか教えていただけないでしょうか。

●事業担当：この事業そのものは平成6年度から事業を進めてまいりましたが、今回のこの雨量のトレンドが時間30mmから、数十年経って時間45mmというところでございます。

この雨量計画そのものを施設配置の計画の中には取り込んでございませんので、雨量のトレンドはリスクが増大しているという、周辺の環境についてお示しただけでございます。

○会 長：はい。わかりました。

国交省でも設計基準自体以外に、堤防等の色々なものの設計値を見直す動きがあると聞いておりますので、ぜひそういった動きとあわせて見直しをしていただきたいと思います。それも含めれば便益額はもっと上がるのかなと思っておりますので、今後、検討いただければと思います。

○会 長：ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

私から1点だけ。便益の算出に関して、被害想定区域を定めていると思いますが、この被害想定区域が随分狭いと思ひ、流域全体で被害が発生するのではないかと考えていたのですが、ここに絞った理由を教えてくださいませんか。

●事業担当：はい。流域全体で見た場合は被害想定区域、下流域と中流域だけを特出ししておりますが、流域全体に雨が降って、雨が各支流から溪流の中に入ってきて、

流下能力不足がある地点は川から氾濫をするということで、その氾濫をしそうなところだけを出して、想定氾濫区域としております。

それ以外のところは、何とか今の河岸の中で下流側の方に土石流が来たときでも流しきれるといったところで、流量が不足しているだろうというところだけを地形条件から設定したものとなりますので、5 kmの延長からすると若干区域が狭いかなという感想は同じように持っていますが、被害が起きるところとしてはこの区域2つを設定したところでございます。

○会 長：はい、わかりました。氾濫をするという基準ということですね。

河道の中にも、土砂や流木が埋まって、それがまた2次被害に繋がる可能性もありますので、そうした土砂等も退けなければいけないかなと思います。もう少し色々な被害がありそうで、そういう意味も含めて、この便益は少し過小かなという感じもしております。

その他いかがでしょうか。

特段なければ、皆さんから御意見 出揃いましたので本審議会での意見をまとめたいと思います。

砂防事業 白狐川について、皆さんから御異議なく、むしろ早くという御意見もありましたので、対応方針案のとおり、事業継続を了承としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。では、御異議ございませんので、本審議会の意見は対応方針案のとおり、継続ということで決定いたしました。

○会 長：以上で、議事(2)を終了いたします。

### ■議事(3) その他

○会 長：次に、議事(3)その他について、事務局から何かございますか。

●事務局：事務局でございます。今年度、第2回の審議会については、12月20日(金曜日)午前10時から開催を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

○会 長：委員の皆様からは、何かございますか。

(意見なし)

議事進行に御協力いただき、ありがとうございました。

以上で、本日の議事は全て終了しましたので、事務局に進行をお返しいたします。